

## 審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	令和4年度 第2回甲州市障害者自立支援協議会
開催日時	令和5年3月22日 午前9時30分～午前11時00分
開催場所	甲州市役所本庁舎 1階 国際交流市民交流センター
議題	(1) 令和5年度の実施方針について (2) 重層的支援体制整備事業について
出席委員	加田顕秀委員、中村功委員、中村文雄委員（代理出席：平山 重一氏）、 鹿野和幸委員、羽村千鶴委員、逸村一徳委員、 鈴木雄人委員、久保和也委員、石川拓巳委員、古屋邦保委員、三科英訓 委員、原庚徳委員、芦沢幸子委員、吉村純委員
会議の公開又は非公開の区分	公開
会議を一部公開又は非公開とした場合の理由	
傍聴人の数	0人
審議概要	別紙会議録のとおり
事務局に係る事項	出席者 福祉総合支援課7名（町田課長、河村リーダー、有賀リーダー、姫野、 北井、飯島、保科）
その他	

内容	発言内容・決定事項等
<p>1 開会</p> <p>2 議事 （1）令和5年度の実施方針について</p>	<p>委員変更の報告 事務局体制の説明</p> <p>○三科会長 （1）令和5年度の実施方針について、事務局に説明を求めます。</p> <p>○事務局 令和5年度の実施方針についてについて説明。</p> <p>○吉村委員 相談支援部会設置について説明・提案。</p> <p>○三科会長 事務局からの説明と吉村委員から提案があったことについて、質問や意見があれば挙手をお願いします。</p> <p>○古屋委員 野中式、GSVの説明をお願いします。</p> <p>○吉村委員 事例検討という部分については、計画相談の方が携わっているケースの共有を図って、いろいろアドバイスをいただくものですが、野中式については相談支援事業の先駆者である野中猛さんが提唱した事例検討のやり方です。個人を捉えていくのではなく、その人の周りの環境やそこに携わる社会資源など広い視点をみんなで共有しながら事例を検討していく手法です。 GSVはグループ・スーパービジョンの略で、これも事例検討のもう一つのやり方です。事例提供に対していくつかのやり方を通じながら検討していくやり方で、またちょっと視点が違う中で進めていくようなやり方です。 いくつか事例検討の手法がある中で、甲州市の連絡会の中ではこのやり方を使って検討しています。</p> <p>○中村（功）委員 令和4年度の実績見込みについて、いろいろ問題があるということを指摘していますが、それについて令和5年度どうして</p>

いくかということがほとんど何も示されていないが、そこはなぜでしょうか。

例えば、1ページでは相談支援専門員が不足しているとありますが、ではどうやって増やすのかという話だとか、家族全員に障害があると一人ひとりにヘルパーをつけなければならないということですが、それをどうやっていくのかとか、身体障害者に公共交通機関が使えないではないかということについては、他のところにどういうふうに関わりかけをしているのかとか、具体的に何をしてほしいと思っているのかとか、あらゆるところにこれは困ったなということがいっぱい出ているが、チェックしていると言うのも大変くらいたくさんあります。これを5年度の計画にどういうふうに関わり込んでいくのでしょうか。

#### ○事務局

相談支援専門員についても、市内の事業所と協議を行う中で、確保については引き続きお願いをしていく状況になります。

公共交通機関については、送迎をしてくれる事業所等を増やしていくということ、また、デマンドバスは障害者の方が利用の仕方がわからない方もいらっしゃるので、利用の仕方から説明していくこともしていかなければならないと考えています。

#### ○中村（功）委員

甲州市には地域の公共交通機関の検討をする地域公共交通会議があり、これは副市長が会長となり設置をしているわけです。副市長が会長をやるくらいですから、市として重要な会議に位置付けていると思う。私もその会議の委員の一人としてずっとやってきたが、少なくとも市の公共交通機関のやり方は良くないということは会議の席で何年も指摘をしているが全然直らない。ましてや障害者に対する公共交通をどうしようかという議題さえ会議に上がったことがない。したがって、庁内会議などでどういうふうになっているのでしょうか。

#### ○事務局

公共交通機関については、どこの市町村も課題のひとつだと思います。障害者だけではなく健常者も高齢者も含めた市全体の視点で何が一番いいのかを議論することが必要と考えます。旧塩山市、勝沼町、大和村が合併してからいろいろな地域の皆

様の声をいただきながら、大和地区は横断線を通したり、塩山地区はデマンドバスを、勝沼地区は巡回バスをやったりしていますが、その中で、観光行政の視点も必要ですので、観光客にしっかり回っていただくようなことも必要ですし、移動手段がない高齢者が日々の買い物をするとかどこかに通うとかという視点も必要です。ただ、市としては障害者の移動手段も不足していることももちろん認識しています。そこを上手く折衷できるような協議をしていく場だと考えています。ですので、中村（功）委員がおっしゃったように障害者の移動手段の確保は本当に課題だと認識していますが、そこはしっかりと既存の公共交通機関をどう変えていくかをしっかりと議論を重ねる必要がありますので、障害者の視点についても全体の課題の中のひとつとしての位置づけということでご理解をいただきたいと思えます。

#### ○中村（功）委員

おっしゃっていることはわかります。しかし、公共交通会議の中にそういう議題が一回も出ないということは、やはりあなた達が思っていることと全然違う方向に動いていると思えます。この4月から障害者手帳を持っている方は割引になるが、同行する人、例えば視覚障害で同行援護が必要である場合、同行援護の方は割引がありません。勝沼（健康福祉センター）のお風呂のように、障害手帳を持っていると無料で入浴ができます。同行者についても、ちょっと問題はあるが無料になります。ただ、その同行者というのを見極めるのが非常に難しく、ただ連れてくればいいのか、本当に入浴まで一緒にして援護する必要があるのかの見極めはほとんどできません。

同じ障害者に対しても取り扱いが部署によって違っており、地区ごとでデマンドバスなど公共交通があるということですが、障害者がどのくらい利用できるでしょうか。今のバスではほとんど利用できないのではないかと思います。なぜ勝沼・大和にデマンドバスが行けるようにしないのでしょうか。そうすれば障害者はもっと利用しやすくなると思えます。ところが、そんな話題は一回も出たことがありません。あなた達の力が弱いのか、公共交通の会議が受け付けてくれないのか、庁内会議で没にされてしまっているのか、そのあたりはわかりませんが、もっと障害者に対するいろいろな施策をきちんとやっていけば、ここに出されている4年度の問題点をもっと具体的に5年度の施策の中に盛り込まないといけないと思えます。甲州市

が山梨県で一番最初に重層的な支援体制の構築を一昨年から準備を始めて、今年度から実施をしています。県内で1つの市しかないと思います。これから説明があると思いますが、重層的支援体制の中のケアシステムをきちんと入れた方がいいと、2回前くらいの会議で指摘しているが、障害者のいろいろな施策というのは健常者のとは違うということで入れられません、自分たちだけでやりますみたいな話になっていますが、それだと重層的支援体制にはならないと思います。健常者の方だけやっていたらいいかみたいになってしまいます。多機関協働でいろいろやろうとすれば、障害者のことも考えてもらわないと困るわけです。市の中の考え方が私たちと随分乖離していると思います。そのあたりをもう少し真剣にやっていただきたい。

○事務局

重層的支援体制事業が始まり、断らない相談支援ということで、属性を問わず、健常者の子どもからお年寄りまで、また、障害者も障害児もすべての方の支援ということでこの事業は動いています。中村（功）委員から障害者という部分に対してまだ弱いというご意見をいただきました。すべての方に対してのこの体制事業ですので、その部分も重々考えながら事業を進めていきたいと思っています。

○中村（功）委員

自分たちで垣根を作っている気がして仕方がありません。自分たちから垣根を取っ払わないと駄目だと思います。

○三科会長

引き続き一生懸命やっていただきたいと思っています。

あんしん相談センターが他の市にはなく非常に充実していて立派なものと思っていたが、服部さんという職員が退職して、その後のあんしん相談センターがいろいろな問題を抱えているようで、内容も先細りになっているような気がします。維持するのも大変かと思いますが、そのあたり市の方ではどのようにお考えでしょうか。

○事務局

経過としまして、あんしん相談センターについては子ども家庭障害者支援センターということで発足しまして、先ほど課長が申し上げました重層的支援体制の属性を問わずしっかりと相

談支援していく体制です。4月から厚生労働省の下に子ども家庭庁が創設されます。それに伴い市町村には、今まで子ども家庭の支援拠点事業も含めた中で障害児も含めてあんしんセンターを設置していましたが、今度は子ども家庭センターを設置が求められています。子ども家庭支援拠点ではなく、子ども家庭センターを設置して、妊娠期から切れ間のない支援をするためのものです。

令和4年4月から重層的支援体制整備事業を入れることによって、子ども家庭障害者センターの相談部門を本庁へ移した経過があります。これは、相談業務をワンストップということではなく、非常に議論を重ねまして、もちろん相談支援担当が中心となって母子、高齢者の各部署の専門職がしっかりと初期相談を受けて、そこで解決できるものは解決し、それ以上のなかなかその担当課だけでは解決できないようなものを相談支援担当の方で引き受けて、いろんなコーディネートをしながらか支援に繋げていくということで、ワンストップ窓口ではなく初期相談を重要にしていく方向を令和5年度していく予定になっています。

子ども家庭センターの設置に向けても、ワーキンググループでどういう狭間の支援があるのかということを確認化しており、その中に、生まれた時から障害を持っているお子さんだとしても、隈なく支援をしてくような体制をとっていく予定となっています。

あんしん相談センターについては、今は地域活動支援センターのみが入っており、それをしっかりと維持していきながら、できれば機能強化型を取り入れて地域を巻き込んだ障害者福祉の拠点になるようにしてければと考えています。本庁舎には子ども家庭センターを設置し、あんしん相談センターは障害者福祉の拠点と考えています。

#### ○三科会長

子ども家庭庁が発足し、新しい事業が出てくると思います。いろいろ大変かと思いますが、よろしく願いいたします。

先ほどの話で、相談支援部会の提案がありましたが、ご意見ご質問はありますか？ないようなので、提案どおり相談支援部会を設置することでよろしいでしょうか？

(拍手あり)

<p>(2) 重層的支援体制整備事業について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>	<p>では、相談支援部会を設置することに決定いたしました。</p> <p>次に、(2) 重層的支援体制整備事業について、事務局に説明を求めます。</p> <p>○事務局 重層的支援体制整備事業について説明。</p> <p>○三科会長 事務局から説明があったことについて、質問や意見があれば挙手をお願いします。</p> <p>○逸村委員 重層的支援体制整備事業が山梨県で初めてということで、非常に素晴らしいことだと思います。包括的な支援を行う場合には、厚労省だけではなく、他の省が関わってくると思います。例えば不登校となれば文科省が関わってくると思います。 先ほど、中村（功）委員からも話に関連しますが、送迎の加算であれば就労系サービスであればちゃんと付きます。ただ、一般的な障害者の外出については対象にならないわけです。そうしたときに、こういった真新しいものは非常に良いということは前提で分かりますが、我々も掴みどころがわからない。先ほどの第一次的な相談窓口、さらに専門的とこれはよくわかります。重層的支援体制をもっと簡単にモデル化したような図を作っていたら、一般市民にも分かりやすいと思います。我々事業者もその中のどこを担当するのが明確化されるので、ご苦労かと思いますが素晴らしい事業ですのでありがたいと思います。</p> <p>○三科会長 その他、何かありますか。なければ以上を持ちまして本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p>特になし。</p>
---	--